

熊谷市子育て応援特別給付金支給申請書（新生児用）

令和 年 月 日

熊谷市長 宛

次のとおり熊谷市子育て応援特別給付金の支給を申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	S・H	年	月	日
	氏名		連絡先	—	—		
	住所	熊谷市		対象児童 との続柄			
対象児童	フリガナ		生年月日	R	年	月	日
	氏名		住所	□申請者と同じ（記入不要） 熊谷市			
振込先口座	□ア 支給対象児童に係る児童手当又はこども医療における申請口座と同様とします。 （両者が異なる場合には児童手当を優先します。）※ <u>口座の記入は不要です。</u>						
	□イ 下記の口座を指定します。						

※この申請書は令和5年12月2日以降に出生した児童を対象とした申請書です。

※申請期限は令和6年5月31日（金）必着です。期限までに必ず御申請ください。

■確認欄（申請者の方が、以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）に✓を入れてください）

チェックがある場合に限り、支給対象者に該当し、上記口座に給付金を支給します。

（チェックがない場合、支給対象者に該当せず、給付金を受け取れません。）

- ①指定した振込先口座の名義人は上記対象児童の養育者です。
- ②上記対象児童は出生日において熊谷市内に住所を有しています。
- ③以下の事項を確認し、誓約・同意します。

- (1) 確認内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 本給付金の支給要件の該当性等を審査するため、熊谷市が必要な住民基本台帳等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関に求める・提供することに同意します。公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (3) この申請書は、熊谷市において支給決定した後は給付金の請求書として取り扱います。
- (4) 申請書に不備があり熊谷市が定める期間までに必要な修正が行われない場合、熊谷市は本給付金の支給を辞退したものとみなします。
- (5) 熊谷市が支給決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、熊谷市が定める期限までに養育者等に連絡・確認できない場合には、熊谷市は当該申請が取り下げられたものとみなします。

以下は、上記振込先欄の「□ イ」にチェックをつけた場合のみ御記入ください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めで御記入ください	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせて下さい
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通		
金融機関 コード	店番号			